

6月18日、日本共産党の光永、島田両府議の一般質問と答弁、および6月15日の他会派議員の代表質問の内容をお知らせします。

光永敦彦議員（左京区）の一般質問	…	1 頁より
島田敬子議員（右京区）の一般質問	…	7 頁より
他会派の代表質問（続き）	…	12 頁より

**光永敦彦議員（日本共産党、左京区選出）****2001年6月18日**

日本共産党の光永敦彦です。通告にもとづき、知事ならびに関係理事者に質問をいたします。

**乳幼児医療費の助成制度 — 就学前までの拡充を**

**【光永】**はじめに、乳幼児医療費の助成制度について伺います。

いま、乳幼児医療費の助成制度の拡充が、経済的な負担をとりのぞく子育て支援策として全国の自治体で急速にひろがっています。現在、通院では、3歳未満以上実施している自治体は92・3%、就学前まで実施している自治体は2000年度で321自治体、前年比2・46倍とひろがりました。さらに2001年度から東京、福島、新潟などの11都県が就学前までの助成に踏み切りました。府下市町村でも過半数の26自治体が府制度を上回る助成をし、うち14自治体では、就学前以上の助成制度へと拡充され、いまや大きな流れとなっていることは、知事もご存知のはずです。

参議院の「国民生活・経済に関する調査会」が昨年6月に全会一致でまとめた中間報告で、少子化対策として6項目をかかげ、第1項目に「国による乳幼児医療の負担軽減」をかかげています。また日本医師会の少子化対策委員会がまとめた政府に対する要望事項のなかに、医療費自己負担分の補助として15歳以下の医療費無料化をかかげています。国では、我が党議員の質問に、厚生労働省が「1,020億円あれば就学前まで無料にできる」と答弁したにもかかわらず、小泉首相は「地方として何を優先するかという考えもある。一律に同じでなくてもやむをえない」と実施を拒否したことは、とうてい認められません。私の子どもが通園する保育園でも、アトピーなどアレルギー性疾患をもつ子どもが多く、そのために医療機関に恒常的に通院され、「3歳までは月200円だけど、3歳越えると月1万円近くもかかった」ということもあるだけに、制度の実施は今、どうしても必要です。わが党はこの間、乳幼児医療費の助成制度を国で実施することを求めるとともに、本府として就学前まで拡充することを繰り返し求めてきましたが、知事は「国に要望する」を繰り返されるばかりです。本府としていまこそ就学前までに拡充の決断をする時と考えますが、いかがですか。

**【保健福祉部長】**乳幼児医療助成制度の対象年齢引き上げは、子育て支援の観点から平成11年1月に通院についての対象年齢を入院と同じく3歳未満まで引き上げたところ。その施策の円滑な推進に努めている。なお、子育て支援は、全国共通の課題であることから、その経済的負担に対する社会的支援については、国において総合的観点から検討

され、適切な施策が制度化されることが適当と考える。国に対し、その旨、強く要望している。

## 小児医療の初期救急体制の抜本整備を急げ 府立医大・子ども病院の施設改修、総合的な小児医療保健センターの建設を

【光永】次に小児科および小児救急について伺います。

小児科の不足については、厚生労働省の調査では、99年には前年から200ヶ所近く減少し、本府でも1990年以降（H2～H11）、109の病院・診療所の小児科が撤退をしています。小児科医も減少傾向にあります。こうした事態の背景には、乳幼児の場合、大人に比べて人手がかかるにもかかわらず、診療報酬が低いことにあります。さらに小児の救急については、初期救急患者が増加し、地域の開業医の時間外診療と、それでも対応しきれず小児科医が常駐する病院に集中する傾向にあります。そのため、小児科医は当直で眠らず診療し、翌朝も通常診察で三十六時間勤務を余儀なくされるなど、ますます悪循環となっています。このように実態は、開業医や現場の医師、スタッフの大きな犠牲によって救急対応がになわれているのです。本府では、平日、休日を問わず、深夜帯の初期救急は制度上、空白状態となっており、実際、府下の保護者の方からは、「小児科は数えるほどで、熱など何かあると車を走らせて大きな病院にかけこみます。それでも夜中に当直の先生が小児科でない場合もあり不安」などの声も出されています。さらに2次救急については、相楽圏ではまったくない状況です。3次救急は、京都府内には成人を対象として救命救急センターは3ヶ所ありますが、小児救急についても充実が必要です。したがって、システムとして小児救急制度の確立がどうしても急がれます。

ところが、こうした現実にたいする本府の認識はどうでしょうか。厚生省「少子化時代における小児救急医療のあり方に関する研究」班が全国自治体を対象に行ったアンケート調査をみると、「小児救急に対するニーズは高まっていますか」との質問について、全国の都道府県、政令市のうち52・3%が「はい」と答えているにもかかわらず、本府は「わからない」と答え、一方、「現在の体制は市民のニーズにこたえられていますか」という質問に、全国では23・8%しか「はい」と答えていないのに、本府はそのひとつとして「はい」と答えているのです。これは、小児救急をめぐる医療の現場の実態を全く把握していないに等しい認識です。この認識を根本的にあらためることが必要です。その上で、体制を早急に構築していくために、府として責任をもった初期救急体制を中心とした整備が必要です。そのために、まず第一に小児科医療の不採算性の解決にむけ、診療報酬の改定を国に求めるべきです。第二に、システム構築にあたっては、2次医療圏単位に少なくとも24時間稼働する公的な小児救急センターを併設し、マンパワーの支援も含めた整備が必要です。第三に、府救急医療情報センターは、急な発熱やケガなどに対する相談や情報提供の要望が強いにもかかわらず、消防、医療機関のみに情報がオープンにされ、府民にはまったく提供されていません。国の要綱にも位置付けられている情報提供と相談機能もそなえ、誰でも利用できるものにすべきですがいかがですか。

あわせて伺います。先日、府立医科大学付属病院、こども病院に伺ってスタッフのみなさんからお話をお聞きしましたところ、施設が狭いために「病室のベッドを入れ替えるだけでも一苦労」「対応できるベッド数が少ないために心臓の手術が必要な子どもが100人も待っている」などとともに、お母さんたちからも、「病室の空調整備が古く、子どもの体力を考えると、夏や冬に入院させるのは不安」などの声も出されています。また「小児用レスピレーターが足りない」なども出されました。したがって、必要な機材の導入とともに、施設の本格的な改修が必要です。同時にともともと、こども病院では小児ガン、先天性小児疾患、先天性心臓疾患など、小児疾患研究施設という性格にとどま

っています。この際、滋賀県や大阪府などでも実施されている教育や相談機能、手術後のリハビリなどの機能を備えた、総合的な小児医療保健センターの建設を検討すべきですが、知事のお考えをお聞かせください。

**【知事】**小児医療については、診療報酬について、昨年4月の改定で小児入院医療管理料、あるいは乳幼児救急医療管理加算などの新設、外来診察料の増額など、小児医療の充実を図るための特別の配慮がなされたところ。今後とも充実への必要な対応を行いたい。小児救急医療体制については、第二次医療圏毎に交通病院などの中核的病院を中心に小児科医の当直やオンコールにより（二次）救急医療体制が確保されている。これらの病院における小児医療施設の設備等に、これまでから積極的支援をしている。救急医療情報センターにおいては、医師会や私立病院協会等の医療関係者、関係行政機関で構成する救急医療情報システム運営懇談会において、現在、府民への情報提供を含めたシステムのあり方について協議している。今後、これを踏まえ適切に対処する。府立医大の子ども病院については、一般の小児医療機関で対処しがたい先天性心疾患、小児白血病、小児癌等にたいし、高度で専門的な診断、治療に大きな役割を果たしてきた。今年度も最近の心臓手術の増加に対応するため、モニタリングシステムを導入し、常時管理体制を充実するなど機器や設備の着実な整備に努めている。また、第一日赤に周産期医療体制を整備したほか、保健所や児童相談所で、心身両面において医学、心理学等に基づいた相談、指導に積極的に取り組むなど、総合的な小児医療、保健対策を実施している。

**【光永・再質問】**府は、2次的な基幹病院に支援してきたと答弁されたが、いま問題となっているのは、小児の初期救急に対するシステムがないために、現場の看護婦やドクターにかなりのしわ寄せが行っているという問題である。要は、ぎりぎりの状況で奮闘されていることが問題になっており、この点では犠牲者が出てしまっはもう遅いわけで、こういう現場の実態に対する認識がいったい本府としてどうなのかと聞いている。明確に答弁願いたい。その上で、システムの整備、初期救急体制のシステムの整備が必要と考える。お答え下さい。

**【知事】**府内における小児救急医療体制については、先ほどもお答えした通り、公立病院などの中核的病院を中心に小児科医の当直やオンコールのより全ての2次医療圏において救急時に対応できる医療体制が確保されている。

## 介護保険実施1年の到達に立ち、サービス基盤の整備、経営の安定化、要介護認定の改善、介護予防事業、リハビリ事業推進へ、府として支援強化を

**【光永】**次に介護保険と介護予防について伺います。

すでに低所得者対策については、代表質問でも指摘したとおりです。そこで制度実施後一年の到達点にたって、いくつか伺います

不十分なが繰り返し要望する中でようやく実施した利用調査の結果だけでも、我が党が指摘してきた問題が浮かび上がっています。問題の根本は、介護保険施行と同時に国庫負担を一気に50%から25%に引き下げ、低所得者を含む国民全体に負担をおしつけたからです。この際、介護保険の財源構成にメスを入れ、国庫負担を50%に戻していくことを国にもとめるべきです。いかがですか。

そのうえで本府として緊急に改善するために、第一に基盤整備の遅れと格差の広がり解消をすることです。特別養護老人ホームの待機者は実施前に5000人でしたが、その後も入所希望者は増加を続け、府の調査では、6.6%が待機中との結果です。私どもの独自調査では、府下の施設合計で12,000人をこえました。1人が複数申し込んだということを考慮しても、大変な数です。

在宅サービスについては、本府の調査でも「利用を希望しているのに利用できないサービス」が、デイサービス、ホームヘルプサービス、訪問リハビリとなっており、基盤整備が九割以上整ったのは半分にも満たない状況です。京都新聞の調査でも、自治体が「山間部の町村を中心に民間参入が思うように進まなかった」と答え、「基盤が整わず、希望のサービスを選べない」「自己負担の重さからサービス利用を減らしたり、施設を希望する傾向が強まっている」と、「選択できるサービス」や「自宅で介護を受ける」といった導入時のうたい文句からは程遠い現状が報道されています。これでは、保険料を払っても利用できないという介護保険の存立そのものをほり崩しかねない重大な事態です。不足しているサービス基盤を整えることは急務です。その際、すでに破綻が明白となった「民間参入まかせ」の本府のやり方を改めるべきです。先日美山町に伺ってお聞きしますと「財政は大変だが、JAも撤退する中で町民一人ひとりにきめ細かくサービスをしようにすると、民間まかせにしないで、町直営で実施してきたことが良かった。」と語られたことを印象深くお聞きしました。いまこそ、本府が市町村と協力して施設でも在宅でも計画を前倒しですすめる支援をすべきと考えますが、いかがですか。

第二は、経営基盤の安定をはかることです。特別養護老人ホームの施設長さんに伺うと「入所者に迷惑をかけるわけにはいかない。結局職員にしわ寄せせざるをえない」「職員が退職したらパートで補充している」「京都府からの施設運営の補助金が4年でカットされるのが大変」など、以前より経営が厳しくなったところも多く、人件費削減のために、職員の賃金の昇給停止、ボーナスカットなども行なわれているところもあります。また、ケアマネジャーもアンケートによると82%が「兼務」と応え、「毎日が多忙で残業や休日出勤も増えている」と悲鳴があがっています。ヘルパーも大半が登録制となっており、「ひとつの職業としては成り立たない」状態です。これでは、現場の犠牲で成り立っているといっても過言ではありません。したがって、サービスに見合う介護報酬へ改善することを国に求めるべきですが、改善の見通しははどうですか。また、本府の「民間社会福祉施設振興補助金」や「研修対策費補助金」などの延長・拡大をすべきですが、いかがですか。

第三に要介護認定の改善です。本府の調査では、認定結果に不満の理由に「思ったより軽い認定であった」「本人や家族の生活状況が反映されていない」「痴呆の症状が低く判定されていると感じた」など判定結果や基準に対する不満が多く、政府もようやくコンピューターによる1次判定ソフトの見直しに着手はしたものの、緊急の対策が必要です。同時に、府下31町村の認定審査業務を受託している本府として、2次判定の認定審査会の改善も求められます。審査時間の確保や、事前の情報収集はもちろん、とりわけ痴呆の方はコンピューター判定が不十分であることが従来から指摘されてきましたが、島根県出雲市などで実施されている、痴呆性高齢者の要介護認定に携わる医師や看護婦をはじめ専門スタッフで「精神班」などを審査会の中にも設置するなど、改善すべきです。また事前配布した資料に対し審査会前に質問し、訪問調査員や家族などに事前に再度聞き取りできるようにすることも必要です。いかがですか。

第四に介護予防等の拡充が急がれます。

実施状況のとりまとめによると、非該当、つまり自立と認定された方が3月末で1,608件あります。いわば介護保険の利用を希望しても、その入り口で制度から排除される事態が起こっているのです。この点からも生活支援や介護予防などの充実が必要です。現在、国制度で、「介護予防・生活支援事業」が介護保険総費用のわずか1%という予算で配食や外出支援など24のメニュー事業を各自治体が選択して実施されています。中でも配食サービス、緊急通報体制整備、生きがいデイサービスなどが多く実施されています。しかし市町村からは「谷すじごとミニデイなどを実施したいし、要望も強いが、今の予算では足りなくて、持ち出しをしないとできない」との声が出されています。市町村

の要望に応え、国への予算増額とともに、府独自に負担の上乗せを検討すべきではありませんか。お答えください。

また、機能障害によって府民のリハビリテーションに対する需要も増えています。したがって、リハビリ医療の中核施設として市町村から要望の強い府立のリハビリセンターの設置や、各市町村で実施している機能訓練事業へのスタッフの派遣やリハビリ情報誌の発行などの地域支援事業や、市町村の訪問リハビリなどの事業に支援する体制も必要です。いかがですか。

以上、緊急に改善すべき点について、介護保険等について府民の立場からいくつか提案し伺いましたが、介護保険事業支援計画の見直しにむけ、今後予定されている「京都府高齢者保険福祉計画等検討委員会」に府民の傍聴を含め、公開をすべきですがいかがですか。

**【保健福祉部長】** 介護保険の財源は、保険制度であることを前提に、国、地方自治体と被保険者との間において、応分の負担を行う仕組みとされている。介護サービス基盤の整備については、府支援計画に基づき、市町村とも連携し、前倒しも含め積極的に取り組んでいる。介護報酬は、府として関係者の意見も聞きながら、国に対して要望しているところだが、こうしたなか、現在国において見直しに向けての検討がされていると聞いている。また、民間社会福祉施設振興補助金等については、施設運営への影響等も考慮し、3年間の激変緩和措置を講じることにしたものの、養護介護認定は、痴呆性高齢者の実態が反映されにくいなどの問題については、現在、国において見直し作業が行われている。また、審査会の運営は、府独自の要介護認定事務処理マニュアルに基づき、審査、判定にあたり疑義が生じた場合は再調査を行うなど、慎重かつ適正に行っている。高齢者介護予防等支援事業は、国において、今年度予算を増額されたところで、府においても市町村の意向を踏まえて必要な額を確保している。市町村が行う機能訓練事業等への支援は、今年度から新たに地域におけるリハビリテーションのシステムづくりの検討に取り組むことにしている。府高齢者保健福祉計画等検討委員会については、これまでから被保険者の代表の方にも委員として参加いただいているほか、会議の資料を公表するなど、情報公開に努めてきた。

## 府は、地元が反対する「半鐘山」開発のための河川占用許可を取り消せ

**【光永】** さいごに、私の地元、左京区の一級河川である白川への架橋についてです。

進入路のない北白川山をそっくり削って宅地開発をするために、白川に架橋をするという計画がもちあがったのが3年前です。もともと、東山36峰のひとつといわれる北白川山は、歴史的風土保存地区、風致地区第2種区域に指定され、銀閣寺、哲学の道周辺の貴重な緑を残す里山です。地元からは親しみをもって通称「半鐘山」と呼ばれています。

架橋のためには、両側に民家が立ち、かろうじて河川が道路に接近している約6メートルのところしかありません。この道は生活道路であり、道幅も実質5メートル前後、橋台工事のために道路を大幅にふさぎ、車の通行が不可能な状況を生み出してしまいます。また計画では土砂搬出だけでダンプ4,000台が住宅街を走るようになります。完成後は隣接する住宅の真裏に8メートルを越えるよう壁がせまる計画となっています。こういった無理な計画が明らかになるにつれて、北白川学区や浄楽学区など地元からは、「緑の里山を守ってほしい」「騒音や土砂崩れなど住民に与える影響が大きすぎる」として私もごいっしょしましたが、京都市や京都府に繰り返し要望をしてこられました。京都市議会では「緑地の保全をもとめる決議」もあがりました。さらに北白川各町連絡協議会等から開発および架橋の反対の署名6,000筆を提出されました。いわば

地元住民が一致して開発と架橋は困ると強く願っておられるのです。しかし、京都市は「京都府が河川の占用許可を下ろせば開発できる」とし京都府は「京都市の開発許可がおりれば架橋の許可をおろす」という、どちらも無責任な態度をとりつづけてきました。しかもそのやり方も全く納得できません。よりによって、昨年12月28日の仕事納めの日、それも夕方になって、地元住民には何も知らせないまま、知事が都市計画法32条にもとづく河川占用の同意を出しました。また年度末3月29日に突如、京都市が開発許可を下ろしたことを受けて、4月3日、地元住民による「少なくとも住民との合意ができるまで許可をおろさないでほしい」との訴えを本府はききながら、何の回答もせずに4月5日には河川占用許可等を下ろすなど、まさに住民にとって「寝耳に水」の事態を府市一体で繰り返してきたのです。「府も市もわれわれの声を全く聞いてくれないのか」と憤りの声があがるのも当然です。知事は今年の年頭訓示でもアカウントビリティ＝説明責任を述べておられますが、まったく逆のやり方ではありませんか。少なくとも地元住民への説明を行うべきであったと考えますが、見解を伺います。こうした事態を前に、地元の方々2,102名は京都市開発審査会に対して開発許可の取り消しを求める不服審査請求と、国土交通省に対して、河川占用許可と工作物新設許可にたいする異議申し立てをされました。銀閣寺は世界遺産であり、市長や知事は全世界の人たちから、この世界遺産とその周辺環境を守る責務が科せられているのです。そうした自覚があるのなら、京都市との協議も含め、許可の取り消しを求めるものですが、いかがですか。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**【土木建築部長】** 白川への架橋は、本件開発予定地が道路に接していない袋字のような土地であり、橋を架ける以外に当該土地に進入することができないことから、開発者において計画されたもの。この橋の設置にともなう河川占用にあたっては、前提として、京都市から都市計画法に基づく開発行為の許可を受けることが必要であり、開発が許可されるのであれば、治水上、構造上の基準を満たす限り河川の占用を認めざるを得ないということ、かねてより地元住民に説明してきたところ。この度京都市において、開発行為の許可がなされたことにより、河川管理者としては、治水上、構造上の基準を満たしていることから、河川法に基づき架橋にともなう河川の占用許可を行った。

**【光永・再質問】** 半鐘山について、結局、本府は積極的役割をはたして、京都市とも協議し、許可がついてどうなのかということについて、何ら話してこなかったということ、自ら明らかにされた。この事は厳しく指摘しておくが、同時に、「少なくとも業者との合意が出来るまでは待つてほしい」という声があったわけで、それも全く無視して2日後に許可を下ろす。この事についても地元の方には何一つ説明されてない。だから、説明責任といわれても、そう知事が言われる言葉はその程度のものなのかと思わざるを得ないが、この点について、一体どういう事なのかということをお答え願いたい。

**【土木建築部長】** さきほど答弁したように、かねてより、開発が許可されるのであれば、治水上、構造上の基準を満たす限り河川の占用を認めざるを得ないものとして、かねてより地元住民に説明してきた。

日本共産党の島田敬子です。私は、障害を持つ子どもたちの教育と子育て支援について、知事並びに関係理事者に質問します。

## 養護学校問題

### 10数年、新規採用なし 8割の職員が健康に「異常」 急がれる健康対策、労働の軽減、施設整備の改善

**【島田】**4月23日、与謝の海養護学校の寄宿舎で31年間働いてこられた53歳の寮母さんが亡くなりました。常日頃から「健康で働きつづけることができるだろうか」と不安を抱きながら頑張ってきた職員にとって、同僚の突然の現職死亡は衝撃であり、「過酷な労働条件が背景にあるのではないか」との懸念の声が関係者から出されています。

12月議会には、寄宿舎の条件整備や寮母の定数改善の請願が提出され、切羽詰った願いが出されていただけに痛恨の思いです。亡くなられた寮母さんのご冥福を心からお祈りするとともに、2度とこのような事態を生まないために、お尋ねをします。

昨年9月議会、決算特別委員会、12月議会で私どもは与謝の海養護学校の寄宿舎で、昨年5月一カ月間に病休者が5人も出る事態となり、10月末には、寮母の不足などから4人の入舎生徒が退舎をせざるを得ない状況に追い込まれている問題を取り上げました。その後、関係者の努力により4人の生徒の退舎は撤回されましたが、根本的な解決とはならないことから、緊急に寮母の採用などを求めてきました。

これに対し府教育委員会は、「必要十分な定数を配置しており、体制は万全だ」という答弁をされ、しかも、年度末には2名の定年退職者の補充を完全にされず、定数を1名削減しました。そして、今回の事態が起こったのです。現在も2名の病休者がおられるとのこと。このような事態を受けてもお、体制は、万全だとおっしゃいますか。

現在、寄宿舎には38名の子どもたちが生活していますが、車いすを使用するなど、日常生活すべてで介助が必要な子どもや自閉、多動、飛びだし、他者への危険な行為や、発作を持つ子どもなど、1対1の対応や常時目を離せない子どもが半数を占めます。泊まり勤務は緊張の連続で、別室で仮眠もとれない中での長時間勤務となっています。その上、施設もバリアフリーとは程遠い現状にあります。このような中でも職員は、入舎が必要な子どもたちを受け入れる努力をしてこられたのです。

寄宿舎職員のうち、「健康」としているのはわずかであり、「腰痛」「頸けい腕」「椎間板ヘルニア」など、職員の8割がどこかを痛み、通院治療、マッサージや整体術に通ったりしていると伺いました。

退職者があっても正規採用をせず、定数内講師と宿直専門の非常勤職員をあてがうという形で済ませてきた結果、正規職員は8割となり、しかもこの10数年の間、新規の採用をしなかったため平均年齢48歳という高齢化も招いているのです。

労働基準法では、労働者が健康で安全に、人間らしく働く権利をさだめ、労働安全衛生法は「事業者の責務」として、快適な職場環境の実現と、労働条件の改善を通じて職場における労働者の健康を確保するように努めなければならないとしています。府教育委員会は、その事業者としての責務を怠ってきたといわざるを得ません。そこで伺います。

第1に、設置者であり職員の任命権者である府教育委員会は、与謝の海養護学校寄宿

舎職員の健康状態が年々悪化している現状をどう認識され、どのような対策を講じてこられたのですか。

また労働基準法では、宿直勤務は週1回を限度するとなっておりますが、これを超えて勤務をされています。また全国特殊学校校長会は、昨年、文部省に対して「寄宿舍において、障害が重く、一对一の指導が必要な子供が増えており、寮母の定数改善が必要」との意見も上げています。入舎を希望する子どもたちを受け入れられる体制と、子どもたちの実態に応じた加配措置が行えるよう、配置基準を見直し、宿直回数を労働基準法に基づいて週1回以内に押さえる早急な増員をはかるべきと考えますが、いかがですか。

**【教育長】** 職員の健康管理は重要な課題であると認識しており、法令で定められた定期検診のほかにも府独自に頸けい腕、腰痛検診を行うなど、疾病の早期発見、早期治療のための施策の充実を図っているところでございます。

**【島田】** 第2に、退職後の補充は安易な非常勤採用でなく、採用試験を行って、正職員を補充すべきです。また、定数内寮母として、10年近くも放置する事態は改善すべきです。

第3に、寮母の平均年齢は高くなっており、しかも女性が7割となっております。こうした高年齢者や病弱者の労働軽減等を制度的に保障し、病気休暇後のリハビリ勤務、作業軽減等のシステムと条件を整えるべきと考えますが、いかがですか。

**【教育長】** 標準法を超える定数査定を行っており、各学校に必要な人員を配置いたしております。宿直体制につきましては、従来から校長に対し勤務形態の見直しを含めて適切に管理するよう指導しているところでございます。寮母の今後の採用については寄宿舍の入舎生が減少を続けている中で、将来の入舎見込みも踏まえながら長期的な視点に立った人事管理が必要であると考えております。なお、年齢を理由として勤務を軽減するような制度は到底考えられませんが、病気や休職復帰に際しましては、学校保健法を踏まえた勤務軽減等の措置を行っているところでございます。

## 寄宿舍は子どもの生きる力を育て、社会参加の力を培う 大切な教育の場 老朽設備の改善と寄宿舍教育の充実を

**【島田】** 第4に、施設設備の改善についてです。寄宿舍は、整備後30年を経過し老朽化も著しくなっています。国の「21世紀の特殊教育のあり方に関する調査研究協力者会議」の「最終報告」は、「養護学校の寄宿舍は、障害のある児童生徒が、毎日の生活を営みながら、生活のリズムをつくるなど生活基盤を整え、自立した社会参加の力を培う重要な場であり、老朽化した施設・設備の改善、バリアフリーの推進、居住環境に十分配慮する必要があります」として、教育委員会が施設の整備充実に努めることを明確に述べています。

本府では順次耐震補強工事などが行われていますが、寄宿舍についても耐震補強工事をおこなうとともに、抜本的な改修を求めます。ご見解をうかがいます。

第5に、寄宿舍教育の充実です。私は、関係者のお話を伺って、改めて障害児教育における寄宿舍教育の役割について認識を深めることができました。

小学時代に母子通学していたA君は、中学部から養護学校に入学し、寄宿舍に入りました。6年間、母子で身辺自立にむけ頑張りましたがうまく行かず、お母さんは悩んだ末、教育委員会に相談し、教育的配慮から寄宿舍入舎が必要と判断されたケースです。親子一体の密着した生活から寄宿舍生活への変化は、A君に大きな成長を与えました。集団の中で、誉められたうれしい経験や人に何かしてあげられる喜びをたくさん積み重ね、失敗があっても自分でやろうとする意欲や自信が育ち、人への信頼を寄せる内面を育てたのです。

障害児の子育ては、どうしても深刻になりがちで、親が頑張れば頑張るほど、母子の距離を密着させ、母子ともども疲れきって逆効果になることがあります。寄宿舍教育は母親に対し、時間的にも空間的にも少し距離をおいて、子どものことを見つめなおすゆとり

を与え、再び元気を取り戻すことができるのです。

また養護学校を卒業してせつかく就職したが、人間関係で失敗しやめてしまう事例も多いと聞きます。学校教育の時間よりも多くの時間を暮らす放課後を豊かにし、集団の中で切磋琢磨して人間関係を含め、本当の生きる力を育てるための社会的経験ができる場の一つとして寄宿舎教育を位置付ける必要があります。

現在の入舎の条件として、「心身の障害の状況や、遠隔地で通学が困難」という規定がありますが、これを緩和し、すべての養護学校通学生徒に門戸を開くよう求めます。またそのため、人的問題を含む体制の強化を提案します。いかがですか。見解を伺います。

**【教育長】** 寄宿舎の施設整備は、従来から必要に応じて整備を行っており、今後とも校長を通じて状況を把握しながら計画的に整備して行きたいと考えております。また、寄宿舎は遠隔地の児童・生徒に学校教育を保障するためのものであり、入舎規定を見直すことは考えておりません。

## 15年間、学校増設を怠り、長時間通学を強いてきた責任は重大 学校の増設とスクールバスの小型化、増車を

**【島田】** さて、この間「府立学校ありかた懇話会」の「中間まとめ」が出されました。

「まとめ」では、「中丹養護学校の開校以来十五年が経過する中で、地域社会に密着した機能・役割等に十分対応しきれていない面もうかがわれる」として、「通学区域の縮小、養護学校の再編整備をはかる必要がある」とし、また学校規模の適正化、スクールバスの通学時間をおおむね60分を超えない程度が望ましい」などの関連意見をつけました。

振り返ってみますと96年9月定例会で、荘司議員が与謝の海養護学校のマンモス化・老朽化や雪道には片道2時間もかかるスクールバス通学時間の問題を取り上げて改善をもとめて以来、わが党議員団は毎議会といていほど質問し、養護学校の増設や通学時間の短縮、スクールバスの増車と改善、学校施設設備の改善を求めてまいりました。歴代教育長は「スクールバスは快適で安全」「養護学校の児童生徒は、減少傾向にある」「長期的な観点から既設校における教育に努める。」「施設の改善については、校長に聞いてやっている」と答弁するなど、本当に冷淡でかたくなでした。

先日、八幡市にお住まいのお母さんの話を聞きました。「障害を持つ子どもが、毎朝早くに起床し、排泄から着替え、食事と追い立てられるように自宅を出て、風雨を防げる場所もないバス停で、いつ到着するかわからないバスを待ち、それから一時間半もかけて養護学校へ。子どもがイライラしたりパニックになったり、泣き出してしまったり、行き交う人びとの視線を感じながらバスを待つ時間がどれほど長い時間であるか」と。「養護学校の子は府立の子と、学童保育にも入れてもらえない」「だんだんと地域の人びとから忘れられていくような恐怖を感じます」との声です

府議会にも、たびたび養護学校の増設の請願が寄せられましたが、わが党以外の会派のみなさんが否決をされましたが、舞鶴市議会と城陽市議会の文教常任委員会では全会一致で、「養護学校新設を要望する請願」が可決をされました。まさに、お母さん方の粘り強い運動が議会を動かしたのだと思います。知事、そして教育委員会はこうした親の願いや現場の声を真摯に受けとめ、応えていく責務があります。そこで中心的な課題について伺います。

第1に、地域に養護学校を建設していく課題です。15年間もの間、計画的整備をしてこなかったつけは大変大きいものです。1999年度、現在の府立の養護学校生徒数は、入院中の子どもが通う病弱養護を除き、7校、1、136人となっています。100人以下の規模にして12校、滋賀県並みの92人規模にすると15校になります。単純計算で5校から8校が新たに必要となります。養護学校が設備でも、体制上でも、「あ

り方懇」にも提案された地域の障害児教育のセンター的役割を果たせるよう、安易な安上がりの再編でなくなく、せめて100人以下を基準に、養護学校建設と整備のための年次計画を作り、早急な整備を図ることを提案します。神奈川県では、通学時間は30分が理想だが当面、45分をめぐりに養護学校の建設計画を立て順次整備をしています。いかがですか。

第2に、子どもの成長と発達にとって適切な就学を保障することが極めて重要です。養護学校での教育が必要にもかかわらず、地域に養護学校がないことや、長時間の通学を余儀なくされていることなどから、普通学級や障害児学級に学ぶ子どもの数は、小・中学校の6割だけでも120人を超えるという調査もあります。こうした児童や生徒の実態について調査すべきと考えます。

第3に、スクールバスによる通学時間を少なくとも60分以内にするために、取りうる手だてを尽くして緊急的に改善することを求めます。スクールバスを小型化して増車することを検討すべきです。

あるお母さんは「帰宅した子どもは疲れきっていて、『きょうは学校は楽しかったの』と話しかけようにもそれぞれではない。長時間通学が子どものいのちを一日一日縮めているのではないかとさえ思う」と言われました。「あり方懇話会」の結論や整備計画を待つ余裕はありません。子どものいのちがかかっているといっても過言ではありません。いかがですか。

**【教育長】**「懇話会」の中間まとめを踏まえ、ノーマライゼーションを推進する観点から望ましい通学区域のあり方等について検討しているところであります。児童・生徒の実態につきましては、従来から市町村教育委員会や学校を通じて把握し、適正な就学を図っているところであります。

**【島田】**また、この間スクールバスの民間委託がすすめられ、介助職員まで委託しようとしているのではないかと懸念の声があがっています。この間、与党議員も「スクールバスの中も教育だ」とおっしゃいました。であるなら、このような民間委託は中止をすべきです。スクールバス介助職員について、人事委員会も労基法違反の実態を改善するよう指導されていますが、どのようにされますか伺います。

**【教育長】**低床型バスの導入やコース増などに努めてきており、通学時間につきましても再編整備計画の中で改善が図られるものと考えております。なお、バス介助職員の勤務は正規の勤務時間の範囲内において校長が適正に管理するよう指導しているところでございます。

**【島田・再質問】**教職員の健康管理、安全対策については「努力をする」とか「予防対策」をするとか、いろいろ対策をとったにもかかわらず、病休者が出たりしている、だからこそ具体的にその現状をしっかりと分析、把握をした上でさらに改善をするよう、具体策を求めた内容であります。その具体的な提案については何の回答もありませんでした。

養護学校増設問題でもお答えしてこられたように、今度は寄宿舎の問題でも「将来の」、あるいは「長期的な観点から」とおっしゃいますけれども、子どもたちにとって毎日毎日が本当に大切な時間でありまして、職員にとっても毎日毎日が大変なんです。将来の問題ではなく、今の問題としてしっかりと検討すべきであります。再度、具体的な改善の問題についてお答えをいただきたいと思っております。

スクールバス通学の問題ですが、これも子どものいのちと健康と安全に関わる問題であります。緊急的に取りうる手だてを打って、増車をする、その決意がなぜ、言えないのですか。再度お答えをお願いします。

**【教育長】**今後のことにつきましては、「中間まとめ」を踏まえまして検討してまいりたいというふうに考えております。

## 障害児の学童保育

### 障害児の学童保育所の拡充に積極的な支援を 子どもたちが地域で、ともに育ち合える社会づくりを

**【島田】** つぎに障害を持つ子どもの学童保育についてです。

先日、大山崎町に住むダウン症のK君のお母さんにお話を伺いました。K君は今年、養護学校に入学し、今、元気にスクールバスで通学しています。放課後は町の学童保育で過ごします。学童保育所への迎えは、時に残業で遅くなる両親の変わりに小学4年生のお兄ちゃんがします。弟の手をひき、通りがかりの人に、弟の頭を下げさせては挨拶のしつけをしながら帰宅する兄弟の姿を、近所の人がまほえましく見守り、やさしく声かける。ごく自然に地域社会に溶け込んで暮らすことができている。お母さんは言います。「この子にとって学童保育所は、地域の子どもたちとの交流の機会です。異年齢の集団の中で大きく成長しています」「学童保育がなかったら、養護学校にも通えなかった。どんな施設があるのか、ボランティアはないか探した。適正就学委員会にも相談し、教育委員会にも行った。そしてやっとのこと、町が受け入れてくれたのです」と。

K君の場合は養護学校が近くあったこと、保護者があきらめずに行政に働きかけ、大山崎町が、今年から新入学児童に限って府立の養護学校通学児童を受け入れるようになったことから、先に紹介したような道が開かれたのです。20年も前に乙訓地域では、「養護学校の私たちに障害児保育を」の願いが集まって、障害児学童保育新設の運動がはじまり、共同学童保育が広がりました。そして1990年に初めて向日市が養護学校児童の受け入れを開始し、一昨年、長岡京市が、今年度から大山崎町が受け入れを開始したのです。

知事は、代表質問の答弁で「仕事と子育ての両立のために、社会的支援が必要」と言われました。障害をもつ子どもと親にも、放課後、土曜休日、長期休暇中の学童保育を保障することは当然の責務と考えます。学童保育は、子供の発達を保障し、親自身の社会参加を保障し、健常児や地域との交流のチャンスを広げ、障害児者に対する理解を深める絶好の場です。本府としても積極的に取り組むべきですがいかがですか。

現在、養護学校通学児童の受け入れは、先に紹介した乙訓地域以外にはありません。また土曜休日には、学校週5日制推進事業がPTAに委託しておこなわれ、長期休暇中には「心身障害児親の会」への委託事業として、「季節療育事業」が行われていますが、1カ所の補助金はわずか35万円です。いずれも場所探しや、運営などに苦勞をされており、親の負担は大変なものです。それどころか、子どもたちが通う養護学校を利用するのに際しても光熱水料を払わなければならない状況です。とんでもないことです。

私は、市町村の学童保育所が障害児を受け入れる際の人件費補助や、養護学校通学児童の学童保育を保障する制度が必要と考えます。すでに11の都道府県で障害児学童保育のための独自の補助制度を設けていますし、今年度から、国もモデル事業として全国100カ所で「障害児受け入れ試行事業」をはじめました。埼玉県では13年も前から、「養護学校放課後児童対策事業」が取り組まれ、重度の障害を持つ子どもには、1人あたり月4万1千円の人件費補助や賠償保険の支援がおこなわれています。

本府でも市町村や、福祉部局、教育委員会が責任の押しつけ合いでなく、部局横断で検討会議を設け、真剣に取り組んでほしいと願うものです。

また、学童保育所そのものが地域にないところも残されています。子どもたちが狭い部屋にすし詰めだったり、もちろんバリアフリーなんて程遠い状況であり、子どもが豊かに放課後を過ごす場として、また、安全に生活できる場所として施設の整備が重要です。専門的知識を有する指導員の確保も欠かせません。私はこの際、障害児を含めて、共働きや母子、父子家庭の子どもたちすべてが安心して、のびのびと放課後や夏休みを送れるよ

う、施設整備や運営費補助の増額、指導員の身分と労働条件の確保をすべきだと考えます。

この間、小規模学童保育所に対する補助が開始をされたことにより、11の市町村で新たに学童保育所が開設されました。障害児童についても、ぜひ制度化していただきたいのです。知事並びに教育委員会の明確なるご答弁をお願いし、質問を終わります。

**【知事】**京都府におきましては、実施主体である市町村の取り組みを積極的に支援する立場から国制度に加え、平成12年度から府独自の小規模クラブへの助成措置を講じてきたところございまして、実施クラブ数も年々増加しているところであります。障害のある児童につきましては現在、約4割のクラブにおいて受け入れが行われているところであり、こうした中で、今年度から国において障害のある児童の受け入れをよりいっそう推進するための、お話のようなモデル事業が創設されたところであります。京都府といたしましても必要な予算を計上いたしまして、この事業に取り組む市町村を支援することといたしております。

なお、施設整備や指導員の確保につきましては、ひきつづき国に要望してまいりたいと考えております。今後とも京都府といたしましては夏休みなどに実施される季節養育支援事業や保護者に代わって一時的に児童のお世話をするレスパイトモデル事業など、府独自の支援をおこなうなど、障害のある児童が地域で安心して過ごせるよう、関係機関と連携して対応してまいりたいと存じます。

**【島田・再質問】**小規模学童保育の事業も都道府県単独事業としては、残る3つというところになってやっと本府が実現をした、当時、「市町村のこただ」と言って遅れてきましたけれども、実際、京都府がしっかりこれをやりましたら、11カ所もの市町村が手を挙げるのができて、小規模学童が前進した、この経験に学んで障害児学童についても本府がイニシアチブを取る必要がある、この点からの提案でありますし、ぜひ前向きな検討をお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

**【知事】**先ほど申しあげましたように、障害児の学童保育につきましてもモデル事業の創出がございましたので、その予算を計上しておりますし、逐次、対応してまいりたいと存じます。

## ●他党派の代表質問をご紹介します

**工藤香代子（新政会、城陽市選出） 6月15日**

### 1 今後の財政運営について

**【工藤】**今後の府税収入の動向をどのように見通しているのか。財政健全化の取組状況は、健全化指針の目標まであと4分の1にまで達したと聞かすが、目標達成への取組み、今後の財政運営に対する基本的な考え方はどうか。

**【知事】**本年度の税収見通しについて、当初予算2830億円は昨年度の最終予算額2900億円を相当したまわる。府税収入を取り巻く環境は、本格的な回復には程遠い厳しいもの。21世紀への新府総の取り組みは、健全財政の基盤が必要で、今後とも健全化指針に沿って不退転の決意で定数削減の着実な推進、外郭団体の見直し、医科大学附属病院等の経営改善、更なる施策の見直しに取り組む。

### 2 環境問題について

**【工藤】**本府は環境施策について具体的な数値目標を掲げているが、それを実行する行政、各種団体、事業者、一般府民の役割分担を決め、活動の効果や達成率を数値化し、活動を目に見える形にすることが必要と考えるかどうか。また、今後の不法投棄対策の取組

方針はどうか。環境教育の充実・推進が必要だがどうか。

**【知事】** 具体的目標掲げる「府循環型社会形成計画」の策定を予定し、近く府環境審議会に諮問する。不法投棄は悪質化、巧妙化しており、未然防止が必要のところから、府警と一体となり強力な指導体制を全国に先駆け実施。また、取り締まりとともに、府民、行政、産業界が一体となった未然防止の取り組みが肝要。このため6月7日、不法投棄等撲滅府民会議を結成。環境教育は、「エコスクールイン京都」の開催や府内8カ所の環境学習拠点の整備等を行ってきた。

### **3 高齢社会への対応について**

**【工藤】** 健康教室や健康診断、スポーツ活動など、高齢者の健康づくりを支援するサービス体制の充実が強く求められているがどうか。仕事に年齢を問わない「エイジフリー」の考え方を浸透させる施策推進が必要と考えるかどうか。

**【知事】** 高齢者安心21プランに基づき、市町村が実施する健康診断や健康相談、生きがいやサービス、食生活改善等を支援してきた。京都すこやか21の趣旨も踏まえ健康づくりの環境整備に努める。シルバーへの支援など、各種施策に努めたい。

### **4 子育て支援について**

**【工藤】** 駅前やマンション内などへの保育施設の設置、一時保育や出張方式など多様な保育サービスシステムの導入、病気の子どもを預かってくれる機能の具備、保育料負担の低減化など、利用者の要望に対応した保育施設の充実が必要であるがどうか。育児休業制度が十分に活用されていない状況。本府の強い指導を期待するがどうか。多発する幼児虐待のなか、子育てに対しての相談・指導体制の整備が課題であると考えられるがどうか。

**【知事】** 低年齢時保育や延長保育などを実施する市町村も着実に前進。最近では、病氣回復時の子供の保育や駅前保育も取り組まれており、今後、多様なニーズに応じた特色ある取り組みを支援する。保育料は、二人目以降の児童に対する軽減割合の拡大等ついて国に要望している。育児休業制度は、まだまだ事業者などの意識改革が必要で、各種講座やシンポ、パンフなど啓発している。インターネットなどでの相談体制や地域子育て支援センターの拡充など、府「子育て支援計画」後半の取り組みで子育て支援の環境整備に努める。

### **5 教育問題について**

**【工藤】** 「総合的な学習の時間」が導入されるが、これが学力低下の方向に進むのではないかと心配が広がっている。新学習指導要領の下で、どう学力を身につけさせようとするのか。「学校評議員制度」の導入に関し、保護者や地域住民の声を反映し、その協力や支援を受けることなしには、今後の学校運営は成り立たない。学校もその教育目標や自己評価を地域に説明する責任を負っており、「学校評議員制度」が有効な手段だと考えるがどうか。多くの府県では「学校評議員制度」の導入が進められて、府内の市町村立学校においても既に数校で取り組みが進められているが、現状をどのように把握しているのか。一日も早く府立学校で「学校評議員制度」を導入すべきだがどうか。

**【教育長】** ゆとりの時間は、自ら学び、自ら考え、生きる力を育成しようとするもの。その基盤は基礎、基本の徹底による学力の充実であり、ゆとりがゆるみとなり学力の低下をきたしてはならない。そのため、基礎学力診断テストに基づく事業改善、指定校の先導的な研究実践、TTによる指導充実に努めてきた。今年度から更に、国語や算数などで少人数授業をスタートさせ、学力向上に努めている。

学校評議員制度は、学校は地域からの評価を恐れてはならないとの認識のもと、自主的・自立的な開かれた学校づくりを進め、教員の意識改革を進める上で極めて意義ある

制度。府内ではすでに2つの市で導入され、他の市町村でも検討されている。一方、府立学校では昨年度から校長会で検討が重ねられ、校長の理解も進んだ。府教委としては、こうした点もふまえ、校長のリーダーシップに基づく時代の要請に応える学校運営をいっそう進める観点から、制度化に向けた準備に着手したい。

## 6 南部地域の振興について

**【工藤】**10年の南部地域の振興をどう展開しようとしているか。木津川右岸運動公園の今後の事業計画はどうか。

**【知事】**第2名神をはじめ、広域幹線道路ネットの整備・推進をはかり、学研都市への集積などをはじめ、府南部の新しい成長産業の拠点「京都ITバザール」の形成を進める。市町村と連携し、地域の多様な資源を生かし、個性ある地域づくりをすすめて、府南部が21世紀の京都府をリードする産業文化交流圏となるようとりくむ。

木津川右岸は、整備計画を様々検討し、当面、防災調整池を含む公園の南側部分を先行して整備するため、昨年秋計画を取りまとめた。この計画は、スポーツ広場ゾーン、小広場ゾーン、リクライゼーションゾーン等、子どもからお年寄りまで気軽に利用できるものとして整備する。まず防災調整池から工事し、段階的整備する。今年1月から地元説明会しており、地元理解のもと進めたい。

### 明田 功（自民、八幡市） 6月15日（金）

#### 教育問題について

**【明田】**教員の資質能力の向上に関して ①特に指導力に欠けると判断される教員はどの程度か。②指導力に課題がある教員と判断するには、教員の名誉や将来性にも関わるため慎重を期されるが判断基準は、校長が指導を要すると判断した場合、弁護士や学識経験者、精神科医等による審査委員会等の第三者機関を通して判断の公平性や非恣意性を担保する方法が考えられるがどうか。③指導を要する教員への対応は「啓発」「予防」から具体的な対策を講じる段階に移っていくべきと考える。調査研究会議の今後の取り組み、方向性について。④校長のリーダーシップを発揮してもらうために、教委のバックアップが必要。学校現場、市町村教委、府教委との間の風通しを良くし、相互の連携を密にすることが大切と考えるかどうか。

**【教育長】**指導に何らかの課題を有する者は京都市を除いて、教員の約1%、100名程度と考えている。8月には個々の教員の実態について詳細な調査を行い、その上でとくに指導力に欠ける教員には弁護士や医師などを加えた審査機関で公正かつ厳正な判断をいただき、特別な研修を実施することを含めた新たな人事管理システムを来年度から運用したい。今年度においても緊急の措置が必要な場合は、市町村教委と協議しながら特別な研修を行いたい。いずれにしても市町村教委との連携を密にし、校長のリーダーシップが十分発揮されるようしっかり支援していきたい。

**【明田】**「府立学校の在り方懇話会」に関して ①現在の高校教育制度は生徒一人ひとりの個性を伸ばすことを基本理念として昭和60年にスタートしたが、今日までの成果について。②近年、生徒の個性化・多様化が進む中、学校選択の基準を類型ではなく、学校の特色に求める傾向が見られる。「在り方懇話会」においても選抜方式、通学区域の改善が検討されているが、現行制度の下で改善可能なものは「懇話会」の最終まとめを待たずに具体化するべき。③普通科I類では部活動や特別活動によって希望校に入学できる枠が設けられ、文化系では加悦谷高の合唱のように活躍をしている例はあるものの、皿類体育系に比べると活動は不十分。文化系の部活動・特別活動による希望校入学の状況と文化系クラブの振興策について。④高校の教科内容の見直し、生涯学習の場としての高校のあり方、6年制一

貫教育や跳び級の導入、I T教育の推進等について「在り方懇話会」の議論に反映されるよう強く要望。

**【教育長】** 制度発足以来、府立高全体の活性化がはかられ、大学進学や就職、スポーツ、文化活動などに顕著な実績を上げ、府立高に対する府民の信頼も高まってきている。入学選抜については「懇話会」の中間まとめを踏まえ、中学生が行きたい高校を今以上に選べる選抜方法への改善に向けて市町村教委や中学校等の関係者と協議をすすめている。調整できたところから早期に改善していきたい。文科系クラブの希望校入学は、体育系クラブに比べ約5分の1と少ない。これらの生徒は昨年、京都府で開催した「近畿高等学校総合文化祭」などで生きいきと活躍し大きな成果を上げた。こうした取り組みが評価され、平成18年度に「全国高等学校総合文化祭」の京都開催について打診があった。府教委はこれを好機と受け止め、文科系クラブの飛躍的な振興につなげてもらいたいと考えている。

**【明田】** 養護学校の問題に関して、① 養護学校再編整備計画策定の進捗状況。地域のボランティアとどのように連携しようとしているのか。②八幡市議会でも、わが党主張の趣旨と同様の意見書が採択されたが、再編整備計画の策定に当たっては、こうした状況を踏まえた計画にされるよう要望する。③現状では学校内や通学のバス内でも医療行為ができず、医療の必要のある生徒には、家族が付き添っていなければならない。子どもの自立や家族の仕事ができる時間を確保する方策をどのように考えているか。④来年4月に迫った学校5日制に向けて、養護学校生徒に対するケアは、どのような計画になっているか。

**【教育長】** 「懇話会」や府議会でご意見を踏まえ、ノーマライゼーションの進展を見据えた望ましい通学区域のありか方等について、関係市町村教委等の意見も聞きながら鋭意検討を進めている。学校支援ボランティアや医療的ケアを必要とする障害児の通学や教育などは、「懇話会」でも協議を深めていただく。その議論も踏まえて検討していきたい。週5日制は家庭や障害の状況などにより、療育困難な児童・生徒の状況を踏まえ、市町村教委と連携して障害児の活動の場と機会の充実に努めている。来年度以降も趣旨を踏まえ関係機関と連携して必要な対応をしてもらいたい。

## 行政改革について

**【明田】** 「新しい行政推進大綱(第二次)」に基づく行政改革について ①進捗状況。②地方機関の見直しの検討が示されているが、本庁も組織体制のあり方の検討が必要。その際には意思決定の迅速化、事務執行の効率化も併せて検討すべき。③試験研究機関については検査部門と研究部門とを分離し、検査部門は可能な限り民間委託を進め、研究部門は将来の行政課題に的確に応えられるよう体制強化を図る視点から検討すべき。④府民参加の促進に向けた環境整備一審議会の公開やインターネットを活用した府政情報の発信、公聴制度の充実が府政推進の重要な要素になると考えるかどうか。

**【知事】** 行政改革は3年間で地方振興局、保健所、土木事務所の一体化、府税事務所の再編統合など地方機関の再編、定員適正化計画の60%に当たる780人の職員削減、8外郭団体の統廃合、審議会の統廃合、市町村への権限移譲など多くの成果をあげてきた。「大綱」全体の進捗状況は57項目のうち約80%が着実に進捗。本庁の再編は「第二次大綱」で省庁再編等を踏まえた意思決定の迅速化、事業執行の効率化の観点から見直しを検討。試験研究機関の見直しは、行政と大学の研究を融合させた農業支援研究センターの設置、織物指導所と中小企業総合センター北部技術支援室を統合した織物機械金属振興センターの設置、経営・技術両面からの支援を一体化しておこなうための中小企業総合センターの再編などを実施。検査業務の民間委託は検査の制度を留意しながら委託化をすすめてきた。引き続き積極的に委託の可否を検討する。

「新京都府総合計画」の基本理念～むすびあい、ともにひらく新世紀・京都～としたように、府政への府民参加の促進は新しい世紀にふさわしい京都府づくりの推進に重要。

京都府のホームページ「おこしやす京都」では約6000ページもの府政情報を発信、京都府へのさわやか提案など、インターネットによる意見や提案をいただく取り組みも進めており、先月は95万件ものアクセスがあった。今後も情報通信技術、ITを活用しながら府政への府民参加や府民への説明責任の確保などに努めていく。

### 農業問題について

**【明田】** 食料・農業・農村基本法の下で、国と地方の役割分担を基本とした地方分権時代の農政であり、地方が如何に知恵を出し、創造的な施策を展開していくのかが問われる。①本府の農業粗生産額の1割を占め、南部地域の農業を代表する茶業は若い担い手も確保され、積極的なてこ入れが必要。どのような新しい振興策を考えているか。②八幡市では市民農園が大変好評で、一部バリアフリー化され、障害のある人も野菜作りを楽しめるようになっている。農業や農家、食料のことを身近に感じることができる取り組みの推進が重要。今後の支援策、施策展開の方向性について。

**【知事】** お茶は京都を代表する農産物で、優良品種の普及や高性能な協同製茶施設の整備促進など生産振興を図ってきた。若い担い手が意欲的に取り組んでいるが、今後とも安定した茶生産が継続されるためには基盤整備による茶園の機械化が課題。南山城村田山で「茶濃路・チャレンジ21」の名で、機械化をめざした傾斜の緩い茶園造成を行う動きも出てきているのでこうした取り組みを支援するとともに、水田の活用や既存茶園の再整備も視野に促進を図っていく。同時に需要を増やす研究もしている。

市民農園等への支援と本年度に創設した京都府独自の「21世紀を演じる交流連携の舞台づくり事業」などにより、朝市のネットワーク化、ITを活用した産直の推進、地域食文化の伝承活動の促進なども強化し、だれもが農業や農村に触れる機会づくりを進めていく。

### 雇用対策について

**【明田】** ①就職のミスマッチ解消のため、再就職促進に向けた雇用対策事業の進捗状況。②労働人口減少期に備えての対策が必要。求人年齢制限緩和や画一的年功制の緩和等についてどのように考えているか。③年齢制限緩和等の具体策を策定するよう要望する。

**【知事】** 雇用のミスマッチ解消のため再就職面接会の開催、短期職業訓練の拡充などに全力をあげている。来年度、関西文化学術研究都市に完成予定の勤労体験プラザ「わたしの仕事観」の活用をやっていきたい。求人年齢制限緩和は、今国会で雇用対策法の一部改正がされ、企業の募集、採用時の年齢制限の廃止が努力義務として制度化され、国が必要な支援をおこなうこととなった。府もセミナーの開催、各種の広報を通じて周知、啓発していく。年功制賃金体系の緩和は様々な角度から検討されるべき課題と承知しているが、一部の企業で賃金体系見直しの動きがあり、国においても各都道府県労働局ごとに賃金問題研究会が設置され、情報交換がおこなわれているので、その動向も参考にして対応していく。

### 南部地域の産業振興について

**【明田】** 「京都ITバザール構想」による南部地域の産業振興に関して ①企業のリストラによる京都市や周辺での工場流出や縮小が相次ぐ中、今後の京都経済の発展を考えると都市部において産業立地をどのように進めるかが重要なポイント。南部地域の産業立地戦略について、どのように考えているか。②21世紀にはIT、バイオ等の優れた研究成果や人材などのソフト資源が価値を持つ。こうした資源を最大限に活用し、産業振興に結びつけることが重要。さらにどのような取り組みを展開するのか。③国の地域経済再生策において近畿はバイオエネルギー、IT、製造技術基盤を重点基盤とするとされ、産・学・官の連携を強

め技術研究・開発の促進から事業化、販路の確保まで一貫した支援体制を敷くとされている。本府もI Tバザール構想の下、学研都市での成果と地元産業・ベンチャーを結合させた産業基盤整備が期待されるがどのように考えているか。

**【知事】** 技術力の高い中小企業や世界的なハイテク産業、関西文化学術研究都市の研究機関や大学の集積など、地域の優れた資源を生かして日本版シリコンバレーともいえるべき新しい産業拠点とするよう、京都I Tバザール構想により南部の産業立地を進めていく。このためI T関連など成長産業の本社、工場、研究所の誘致を進めるとともに、既存中小企業の新たな事業展開の取り組みを産・学・官の連携のもと積極的に支援していく。とくに大きな成長が期待されるケータイ産業分野に置いて中小企業のビジネスチャンスを増やすため、産業界とも連携して来年3月にケータイ国際フォーラムを開催。またA T R国際電気通信基礎技術研究所、ライト地球環境産業技術研究機構などの研究成果や超高速の機械通信基盤であるミヤビットネットワークを活用し、学研都市と府内中企業を結びつける共同研究や産・学・官交流の推進にも取り組んでいる。さらに昨年度、京都府京阪奈インキュベーションルームを開設し、12のベンチャー企業が入居。今年度はさらに京都府京阪奈ベンチャーセンターとして大幅な拡充整備、し29区画のうち8区画分は本日から入居者募集を開始。京都府中小企業総合センターや財団法人京都産業21の支所などを設置し、職員を常駐させて支援する体制を整えた。

### 南部地域の道路交通網整備について

**【明田】** ①道路整備を進めるための「財源」が大きな問題になっている。安定的に道路整備を進めるための財源確保は必要不可欠。道路特定財源を道路に関するもの以外に使用することなく、道路整備に活用し、現在実施している事業が早期に完成されるよう要望する。②南部地域の交通渋滞問題を解決するには、現在進めている第二京阪道路や京都第二外環状道路等の高速道路網の完成と、有機的に関連する幹線道路網の早期整備が必要。第二京阪道路、京都第二外環状道路の久御山～大山崎間及び関連する御幸橋の改良事業の進捗状況、道路完成時点における効果はどうか。③第二京阪道路や第二名神高速道路の結節点は、新たな産業基盤整備の中心であり、観光、生涯学習、地域産品交流、地元雇用の中心点として期待されている。速やかな整備とともに、まちづくりのための協力を要望する。

**【知事】** 第二京阪道については伏見区から枚方市の国道307号までの区間の平成14年度内の完成をめざして国土交通省、日本道路公団により久御山ジャンクション付近の全線に渡って工事が進められている。京都第二外環状道路の久御山町から大山崎町の区間も平成14年度内の完成をめざして宇治川、桂川で橋桁が架かるなどほとんどの工区で進められている。御幸橋はすべてが近く完成予定。

### 水口 洋（公明、中京区選出） 6月15日

**【水口】** (1) 本府では、一昨年12月に発生した日野小学校での事件の反省に立ち、府内小・中学校の安全管理について、どのような具体策を講じてきたのか。(2) 「地域に開かれた学校づくり」と「子どもたちの安全の確保」という命題に対し、どのような議論を行ってきたのか。

**【教育長】** 事件発生日に府立学校、市町村の教育委員会にあらためて通知し、強化をもとめた。庁内に設置した緊急安全対策会議でただちに対応策の検討に入った。開かれた学校づくりをつうじて、学校と地域社会とのきずなも強まり、ひいては子供たちの安全の確保にもつながると考える。

**【水口】** (1) 新学習指導要領のいう、「総合的な学習」や「選択教科」の時間をどのように活用し、本来目指すべき「ゆとり」と望ましい「学力」とのバランスを図っていくのか。また、

そのために、校長及び教員への指導・研修をどのように進めていくのか。(2)本府の英語教育のあり方について、どのように考えているのか。

**【教育長】**新学習指導要領の定着が教育改革の第一歩。教員の意識改革や指導力の向上につとめる。英語教育では総合的な学習の時間でさらに強めていく。

**【水口】**児童虐待やドメスティック・バイオレンスについて、(1)①虐待の程度や状態等を様々な観点から分かりやすく解説した、客観的な判断基準を設定し、啓発することにより、関係機関はもとより、広く国民に対しても、通告義務の徹底を図ることが急務であると考えるかどうか。②1日24時間体制で、住民からの通報にも即応し、被害者の救出・保護を可能にする機動的な体制の整備が必要と考えるかどうか。(2)DV防止法が中心的機関と位置付けている婦人相談所等、第一線にある機関の相談体制や機能の充実、人材の養成が喫緊の課題となっているが、これらの点について、どのように取り組んでいくのか。

**【知事】**虐待を発見し易い医師や保育所に、早期発見、通告について徹底している。府民にたいしてもパンフレットを府内全世帯に配布して啓発をはかっている。体制の整備については、本年度から全児童相談所に児童虐待対応協力員を配置し、より迅速に調査をすすめる。ケースに応じて警察とも協力する。DVについては本年の法の施行にむけて婦人相談所や女性総合センターの相談員などにたいする専門的な研修で、人材育成など相談体制の強化をおこなっている。加害者の検挙や接近禁止等の命令が講じられるように警察や医療機関などとの連携をはかる。一時保護については婦人相談所で対応してきたが、家族状況をふくめた適切な保護のありかたについては国が具体的なありかたを今後しめすので、それを踏まえ検討していく。

**【水口】**産業振興に関し、(1)企業誘致を成功させるためには、実際に企業を呼び込むことのできる人材こそが大切であるが、企業誘致に強い熱意と高い志を併せ持つ人材をどのように登用・育成していこうとするのか。(2)誘致を実現するためには、人材とともに、京都への立地意欲を促進する戦略的アプローチの展開が重要であるが、現時点でどのような方策を考えているのか。(3)「京都I Tバザール構想」の生命線は外資系ハイテク企業であるが、こうした企業に対する税制上の優遇措置を講じる用意はあるのか。また、ニューヨーク駐在員事務所の機能を見直し、誘致戦略を展開する前線基地化を図るとともに、場合によっては、知事自らが地元の経済ミッションを率いて諸外国を訪問し、投資先としての本府の魅力を売り込むことも必要と考えるかどうか。

**【知事】**企業誘致にはこれまでも商工部と企業局に誘致担当の部署をおき、人材育成につとめてきた。また外資系企業も視野にいれ、アンケート、情報交換、地縁・血縁も活用して、私を先頭にセールスをすすめる。本日も韓国の企業と懇談する。交通インフラの整備など環境づくりも推進している。他府県との競争も激化するなかで、最大5億円の企業補助金を創設した。また府税の優遇措置も検討し活用していく。さらにニューヨーク事務所を活用し、産業界と連携したミッションの派遣にも取り組んでいく。

**【水口】**都市における緑地は、ヒートアイランドの緩和や都市型洪水を防ぐ雨水貯留効果を有しており、東京都では本年4月、屋上緑化を義務付ける「自然保護条例」を施行するなど、都市緑化が大きな環境のテーマとなっている。「京都議定書」採択の地である京都府こそ、また、全国の政令市中、一人当たりの公園面積が最も少ない京都市こそが、先進的に建築物の屋上緑化や壁面緑化の取組みを推進し、21世紀の都市緑化のあり方を示すべきだと考えるが、その取組方針について、知事の所見を伺いたい。

**【知事】**指針として「京都府広域緑地計画」を策定した。緑化については都市公園の拡充、公共施設、民有地の緑化をすすめる。東京都の例を出されたが、土地計画法上の権限が違う。市町村には「緑の基本計画」を策定してもらう。「都市緑化保全法」の改正にともなう各種支援制度の活用をすすめる。

**【水口】**「聖域なき構造改革」の一大テーマとして浮上した地方交付税の見直し議論は、

新たな税財源の移譲とワンセットで議論されるべきであり、地方行政に対する国の関与も併せて見直されるべきである。その意味で、今回の見直し議論が深まっていくことは、地方にとって真の自立への絶好のチャンスであると考えているが、知事の所見を伺いたい。

**【知事】** 地方交付税の制度の趣旨をかंगाえれば税財源の移譲などとワンセットで議論されるべき。その場合、現在の地方歳出と地方税収入の乖離の問題や、地方交付税の多くの部分が国により基準がもうけられてる教職員や警察官の配置などの財源となっていることをふまえる必要がある。本日の報道でも、昨日提出された「地方分権推進委員会の最終報告」でも税財源の移譲が前提問題になっている。また国の関与の廃止、縮小と一体として検討されることが大事とされている。府としても地方の真の自立にむけた制度を強くはたらきかけていく。全国知事会の役員と法務大臣と意見交換する場で私も、「地方交付税の削減には絶対反対だが、この機会にいままで実現できなかった税財政の地方への移譲のチャンスでもあるので対応してほしい」と発言してきた。

**【水口】** 事務事業評価に関し、(1)公表時期はいつ頃になるのか。(2)今回の試行に当たって、本府の評価制度として特色や工夫を凝らした点、また、評価調書の作成に当たって苦心や苦労した点、さらに、今後の本格実施に当たっての課題等について、どのように考えているのか。(3)来年度からの本格導入を控え、評価制度が全庁挙げた取組みであることを再確認することが重要と考えるが、その決意はどうか。

**【知事】** 平成14年度の本格実施にむけて、本年度は環境や文化などの事業で試行的に実施するが、12年度の決算が明らかになる8月頃には公表できる。今回の事務事業評価では一つ目に環境や京都らしさという観点からも評価をおこなった。二つに対象者や受益者のコストを表示することにより、同類型の事業などとの横断的な視覚を可能にした。三つにより正確な行政コストを把握するために施設の管理運営費などについては、減価償却費や負債の利子なども含めた費用も記載するなど、発生主義会計ともリンクさせた。四つに新府総における所得目標に対する個々の事務事業の有効性など施策の推進と個々の事務事業との関わりを明らかにした。なにがもっともふさわしい指標かたいへん苦心している。成果重視の行財政運営やコスト意識の徹底をはかるためには職員の意識改革が不可欠。研修にとりくみ、全庁あげたとりくみにしていく。

**【水口】** 「京都府民総合交流事業団」や「京都文化財団」など、本府が出資する4つの外郭団体についての外部監査人の指摘や、各団体の厳しい財政状況に鑑みると、早急に徹底的な見直しを行うべきと考えるが、外郭団体に関し、(1)「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方に立って、競合するものについては、民間に任せるべきと考えるかどうか。(2)外郭団体の自立と本府の支援のあり方について、どのように考えているのか。

**【知事】** 行政と民間の役割分担が問われている現在、見直しがせまられている。実態をふまえながら、存廃もふくめて検討していく。外郭団体の経営改善がもっとも重要。府も人的、財政的関与について、見直しをおこなう。